

淀川水系流域委員会 委員各位

意見書

2005年12月20日

徳山ダム建設中止を求める会・事務局長
近藤ゆり子

岐阜県大垣市田町 1-20-1 0584-78-4119 (fax 兼)

淀川水系流域委員会は、国交省近畿地整に必要な情報を強く請求して下

さい。必要な情報なしに議論は進めてはならないはずで

—淀川水系水資源開発基本計画（淀川フルプラン）全部変更作業について報告がないのはどうしてか？ 利水者総撤退の丹生ダム計画は一端白紙撤回すべきである—

まず、2005年7月8日付けで淀川水系流域委員会に提出したものの一部を再掲します。

.....

淀川水系流域委員会御中

05.07.08

7月1日付けの「淀川水系流域委員会委員長声明」を支持します。

国交省は、報告すべきことも報告せずに（*）徒に淀川水系流域委員会の議論を混迷へと導いた上に、今回このような形で「方針」を出すなど言語道断な振る舞いです。

ダム・河川で様々な辛酸を味わった人々が切り開いた地平の上に、1997年の河川法改正がありました。その改正趣旨を最もよく反映したものが淀川水系流域委員会のはずでした。

その委員の方々のご努力とこの委員会を注視してきた多くの市民に対して、かくも一方的な態度がとれるものなのか？

また市民と国交省の不毛な対立のへと逆戻りさせるのか（それは河川を殺していくことです）？

ダム・河川に関わる一市民として、また豊かな河川を次代に残して行こうとする決意を新たにしているところです。

以上

*国土審議会国土審議会水資源開発分科会淀川部会が、淀川フルプラン全部変更の作業に着手しつつ止まっている（止めている）ことを説明しようとしなかった。私は、止めていることにも積極的な意義があると考えていましたが、「水需要の精査・確認」などと言い始め

たから先も、止まっている（止めている）ことを説明すらしなかったことは、国交省として大きな過誤だと考えています（河川局と水資源部は違う、という言い訳は通らない）。

.....

河川管理者（国土交通省—正確には国土交通大臣—）は、相変わらず、報告すべきことも報告せず、説明すべきことを説明せずに、ここに至っています。

最終的に水資源機構が事業者である丹生ダム・川上ダムの建設計画継続の是非を決めて行かなければならない現局面で、何故、肝心なことは未だ明らかにならないのか？

特に丹生ダムを念頭において、以下、意見を述べます。

（１）河川整備計画策定作業は最終段階を迎えようとしている

淀川水系の河川整備基本方針（河川法16条）は、当初12月19日の（社会資本整備審議会河川分科会の作業部会）河川整備基本方針小委員会で「最終」の審議となるはずでしたが、延びたようです。

しかし、遠からず河川整備基本方針が策定されるのは間違いなく、「河川法16条第3項の趣旨」で長らく議論を重ねてきた淀川水系流域委員会に、正式に河川整備計画原案が提示されるのは間近いでしょう。

国民経済的視点からも、淀川水系河川整備計画策定に、さらに数年というような歳月をかけることは許されないでしょう。

（２）焦点は水資源開発促進法に基づく水資源機構ダム

今、淀川水系流域委員会で最も問題になっているのは丹生ダム・川上ダムの建設を進めるか、否か、です。この両者とも、水資源開発促進法に基づいて策定された淀川水系水資源開発基本計画（以下「淀川フルプラン」という）に位置づけられているからこそ、水資源機構が事業者となっているダムです。

利水者が全て撤退表明をした丹生ダムを治水専用ダムにするのどうの、という議論がなされているようですが、法的には実に不可解です。（治水専用ダムの是非は、あえてここで議論しません—洪水対策としては愚策、「渇水対策」となると荒唐無稽の域、と考えています—）。

「『総撤退』というのは各利水者のどこかでの『表明』だけで、正式な公文書が水資源機構に届いているわけではない」というのが言い訳になるのでしょうか？「（公文書が届いていないから）利水者が撤退する意向であるというようなことは、私どもは承知しておりません」と言う水部（国土交通省土地・水資源局水資源部）の態度は、国民を「嘗めている」としか言いようがありません。

この淀川水系流域委員会の設置者である近畿地方整備局は「あれは水部の話、私どもは承知していません」というのでしょうか？そうだとすれば、またまた「嘗めた」話です（委員に対しても、国民に対しても）。

（３）「淀川フルプラン」抜きに河川整備計画は議論できない（原案提示も無理なのでは？）

私が把握するところでは、淀川フルプラン全部変更作業については、以下のようです。

<国土審議会水資源開発分科会淀川部会>

第1回（2002年5月21日）

第2回（2002年10月31日）以後開催されていない。

2002年10月28日付けで淀川フルプランエリア各府県に「需給想定調査票」が発出されています。回報はまだなく、その時期の目途もありません（「10年スパン」のフルプランについて、需給想定調査票発出から3年も経過していることは、もちろん「異常」）。

丹生ダムは、淀川フルプランに位置づけられているからこそ水資源機構が事業者であるダムです。新規利水がなくなれば（「渇水対策」は水資源開発促進法の目的ではない）、計画は一端白紙とするべきです。水資源開発促進法に基づく水資源施設としての丹生ダムを「治水専用ダムにする」という議論をするのであれば、事業者を国（直轄）とする、等の根本的な変更を要する、それが法による行政というものです。

（4）河川管理者は説明責任を果たせ

上記のことをかなり「譲って」も、治水専用ダムとするならするで、少なくとも異例（法の予定しないこと）であることを、河川管理者は水系流域委員会に説明すべきだ、と私は考えています。

その説明も何もない「案」を提示する河川管理者は、無知故に脱法行為を犯そうとしているのか、確信犯的に騙そうとしているのか……

そうした説明の一切をネグレクトした上で「丹生ダムの是非」が議論されるのは、納税者・主権者として到底看過できません。

（5）結語

淀川水系流域委員会におきましては、河川管理者たる国土交通省に、必要な情報を強く請求し、説明責任を果たさせて下さるようお願いいたします。必要な情報なしに議論は進めてはならないはずです。